平成２５年（家）第３０８号
本籍北海道歌志内市字上歌32番地２、住所北海道苫小牧市緑町１丁目15番７号安達荘２Ｆ
申立人（失踪者）　三宮久美子
昭和29年７月10日生
平成25年９月14日失踪宣告取消審判確定
札幌家庭裁判所苫小牧支部裁判所書記官

平成２５年（家）第３１９０号
本籍茨城県土浦市今泉1497番地４、住所東京都台東区橋場１―17―10　橋場荘
申立人（失踪者）　柳澤　　繁
昭和24年３月19日生
平成25年９月18日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２５年（家）第６６９４号
本籍宮城県名取市手倉田字堰根381番地、住所東京都台東区日本堤１―２―８　ビジネスホテル松葉家
申立人（失踪者）　今野　勝己
昭和21年10月19日生
平成25年９月18日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２５年（家）第６７７号
本籍愛媛県今治市鯉池町３丁目甲353番地３、住所川崎市川崎区渡田４丁目８番４号さくら荘
申立人（失踪者）　檜垣　昭三
昭和24年３月13日生
平成25年９月18日失踪宣告取消審判確定
横浜家庭裁判所川崎支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２５年（へ）第３９号
神奈川県川崎市高津区坂戸３―２―１
申立人　トーヨーアルファネット株式会社
代表者代表取締役　玄永　篤夫
権利を争う旨の申述の終期　平成25年９月11日
平成25年９月12日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＡ074742
金額　666,750円
支払期日　平成25年５月15日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社滋賀銀行大阪支店
振出日　平成25年２月25日
振出地　大阪府東大阪市
振出人　株式会社平元商会　代表取締役　平元　猛
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第９号
兵庫県明石市貴崎１丁目８番１号
申立人　株式会社平田設備商会
代表者代表取締役　柳川庄次郎
権利を争う旨の申述の終期　平成25年９月10日
平成25年９月11日　神戸簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＥＰ214712
金額　472,500円
支払期日　平成25年４月25日
支払地　神戸市
支払場所　株式会社三井住友銀行神戸営業部
振出日　平成24年12月25日
振出地　神戸市中央区
振出人　阪神内燃機工業株式会社　代表取締役　木下　和彦
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第１号
徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜442番地
申立人　共栄石油株式会社
代表者代表取締役　三木　聖子
申立人代理人弁護士　中田　祐児
権利を争う旨の申述の終期　平成25年９月10日
平成25年９月11日　松山簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＡ146822
金額　481,694円
支払期日　平成25年５月20日
支払地　松山市
支払場所　株式会社阿波銀行松山支店
振出日　平成25年１月25日
振出地　松山市
振出人　四国建設機械販売株式会社　代表取締役　永野　正彦
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第１号
福岡県遠賀郡遠賀町大字木守966番地
申立人　株式会社福田工務店
代表者代表取締役　福田　秀徳
権利を争う旨の申述の終期　平成25年９月９日
平成25年９月11日　折尾簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　３通
⑴手形番号　Ａ014347
金額　479,500円
支払期日　平成22年１月５日
支払地　遠賀郡遠賀町
支払場所　遠賀信用金庫遠賀川支店
振出日　平成21年９月15日
振出地　北九州市若松区高須南１丁目２番122号
振出人　平成建設株式会社　代表取締役　石田　弘己
受取人　株式会社福田工務店
第一裏書人　申立人
第一被裏書人　白地
第二裏書人　有限会社長江　代表取締役　福田　秀徳
第二被裏書人　渡辺パイプ株式会社
第三裏書人　渡辺パイプ株式会社　代表取締役　渡辺　　元
第三被裏書人　株式会社京葉銀行
第四裏書人　株式会社京葉銀行船橋支店　取締役支店長　佐久間武彦
第四被裏書人　渡辺パイプ株式会社
最終所持人　申立人
⑵手形番号　Ａ014360
金額　1,925,100円
支払期日　平成22年２月５日
振出日　平成21年10月15日
第二被裏書人　株式会社フクスイ
⑶手形番号　Ａ014365
金額　184,500円
支払期日　平成22年３月５日
振出日　平成21年11月16日
第二被裏書人　株式会社フクスイ
⑵、⑶の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人、第一裏書人、第一被裏書人、第二裏書人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第８２３号
千葉市若葉区桜木８丁目16番２号
債務者　有限会社本間工務店
代表者代表取締役　本間　正博
１　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　酒井　正利
４　破産債権の届出期間　平成25年10月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月３日午後２時10分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２４７号
福井県吉田郡永平寺町光明寺16号18番地の１
債務者　トミ建設株式会社
代表者代表取締役　吉田　信裕
１　決定年月日時　平成25年９月20日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森口　功一
４　破産債権の届出期間　平成25年10月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月21日午後１時15分
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２９１号
静岡県沼津市中沢田519番地の１
債務者　有限会社セッセ
代表者取締役　森田　信行
１　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　細沼早希子
４　破産債権の届出期間　平成25年10月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月27日午前10時30分
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係